

雇用維持・継続のための人事交流・人材派遣支援について

富山県及び富山県人材活躍推進センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、雇用の維持・継続が難しくなっている事業主から、雇用が安定している又は雇用を拡大したい事業主へ人材を一時的に出向・交流（副業・兼業）等させ、雇用の維持・継続を図る取組みを支援します。

【雇用の維持・継続が難しくなっている事業主の皆様へ】

- ・ 出向、人事交流等させたい人材に係る情報を富山県人材活躍推進センターへご提供ください。
- ・ 人材を受け入れ可能な企業等からの受け入れたい人材に係る情報をご提供します。
- ・ 人事交流等に係る各種相談に富山県人材活躍推進センター（社会保険労務士）が対応します。

【雇用が安定している又は雇用を拡大したい事業主の皆様へ】

- ・ 新たに受け入れたい人材に係る情報を富山県人材活躍推進センターへご提供ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、雇用の維持・継続が難しくなっている企業等からの出向、人事交流等させたい人材に係る情報をご提供します。
- ・ 人事交流等に係る各種相談に富山県人材活躍推進センター（社会保険労務士）が対応します。
- ・ 人事交流等が成立し人材を新たに受け入れた場合、奨励金（10万円/件）を支給します。

【対象者】

- ・ 富山県内に事業所を有する企業（農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）及び個人事業主

【対象となる取組み】

- ・ 事業主間で一時的に人材を出向・交流（副業・兼業）等させることで、雇用の維持・継続を図るような取組み

（想定されるパターン）

- ① 在籍企業に籍を残したまま、受入企業に出向等（在籍出向）を行う場合
- ② 在籍企業に籍を残したまま、勤務日数を減らし、減らした日数を受入企業で勤務（副業・兼業等）する場合
- ③ 在籍企業の雇用契約を解除すると同時に、新たに受入企業と雇用契約を締結し、業績回復後には再び元在籍企業に戻る取り決めを行う場合

【支援の内容】

①人材に係る情報の収集・提供

雇用の維持・継続が難しくなっている事業主からの出向等させたい人材に係る情報、雇用を拡大したい事業主からの受け入れたい人材に係る情報を収集し、提供します。

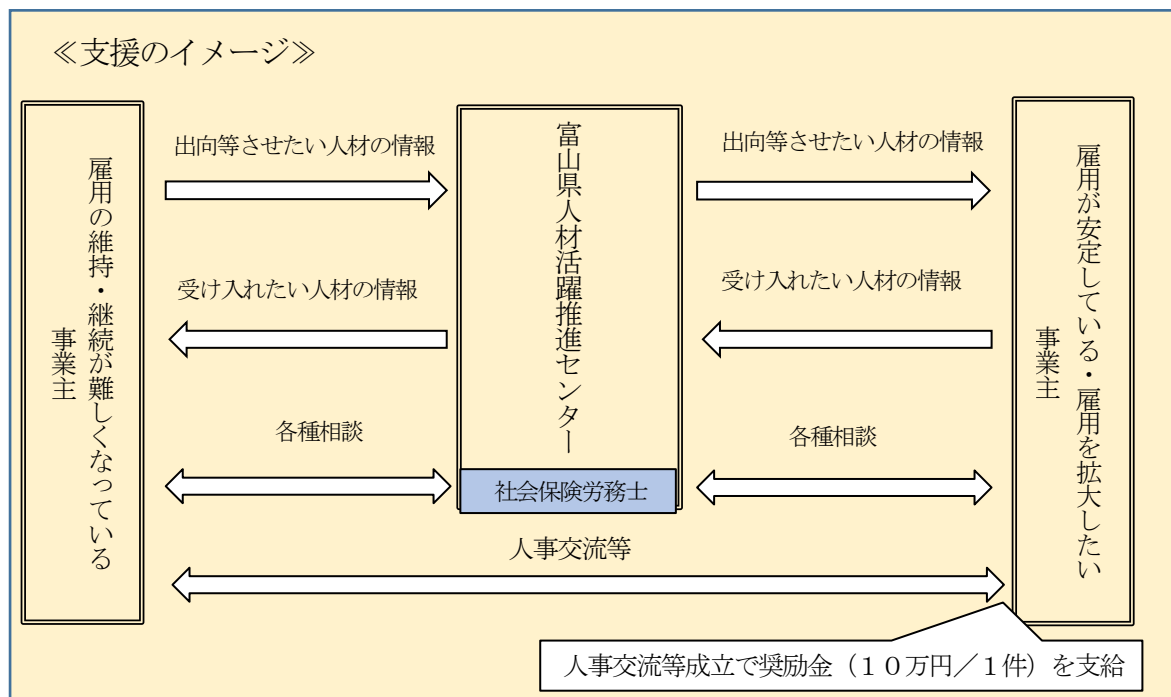
※ 富山県人材活躍推進センターのホームページに収集した情報を掲載し、随時更新します。
(<https://job-suishin.jp/news/1581/>)

②人事交流等に係る各種相談（社会保険労務士対応）

富山県人材活躍推進センターに配置した社会保険労務士が、一時的な人事交流等を行う上で発生する各種契約や労働条件等の相談に応じます。

③奨励金の支給

事業主間で人事交流等が成立し、受入企業で1月以上就労等した場合、受入企業に奨励金を支給します。（10万円/件）



【支援内容・制度に関する問合せ先】

・富山県 商工労働部 労働政策課 雇用推進班 TEL：076-444-8897
(平日 9：00 ～ 17：00 (12：00～13：00除く))

【出向等させたい人材、受け入れたい人材に関する問合せ先】

・富山県人材活躍推進センター TEL：076-411-9169
(平日 9：00 ～ 17：00 (12：00～13：00除く))

【HP】 <https://job-suishin.jp/>